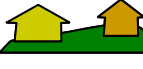
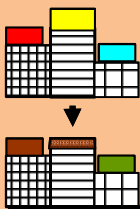
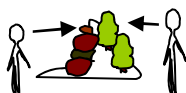


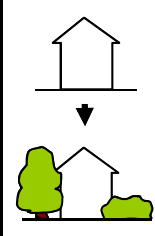
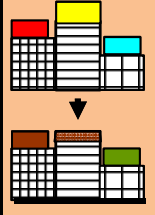
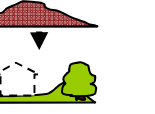
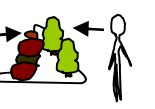
1－(2)：田園・農地の景観地域

行為の制限事項	景観づくり基準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配 置
	
	■道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。
	■隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
	■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
	■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。
	■地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
	②規 模
	
	■周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
	■高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
	③形態・意匠
	
	■周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
	■背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。
	■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。
	■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。
	■大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
	■周辺の基調となる建築物等と比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
	■河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
	■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
	■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
	④材 料
	
	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
	■反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
	■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	⑤色彩等
	
	■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）
	■使用する色数を少なくするよう努めること。
	⑥敷地の緑化
	
	■敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。
	■周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。
	■駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
	■使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。
	■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

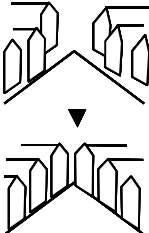
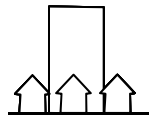
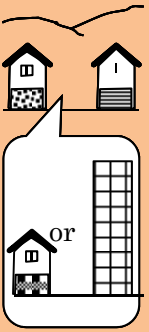
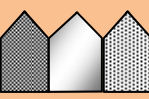
⑦屋外公告物その他これらに類するもの 	配置 ■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。 規模、形態・意匠 ■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 材料 ■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 色彩等 ■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。 ■光源で動きのあるものは、原則として避けること。
(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等） 	■大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ■敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） 	■物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

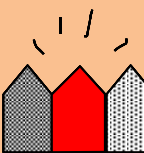
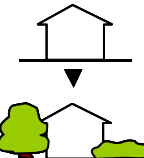
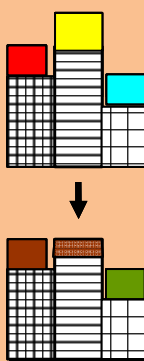
1－（３）：市街地・集落の景観地域

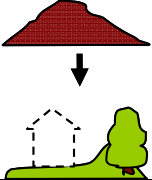
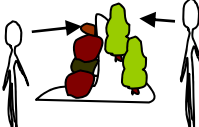
行為の制限事項	景観づくり基準
（１）建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配 置 ■特に支障のある場合を除いて、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。
	■隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。
	■駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。
	■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。
	■地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
	②規 模 ■周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
	■高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。
	③形態・意匠 ■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
	■周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	■建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。
	■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。
	■大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。
	■周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
	■河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
	■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
	■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
④材 料	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
	■反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
⑤色彩等	■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（P43・共通事項の色彩基準を参照。）
⑥敷地の緑化	■敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。

	■周辺の建築物等と比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ■使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。											
⑦屋外公告物その他これらに類するもの 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="435 349 611 394">配置</td><td data-bbox="611 349 1481 394">■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="435 394 611 483">規模、形態・意匠</td><td data-bbox="611 394 1481 483">■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="435 483 611 656" rowspan="2">材料</td><td data-bbox="611 483 1481 573">■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</td></tr> <tr> <td data-bbox="611 573 1481 656">■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="435 656 611 913" rowspan="3">色彩等</td><td data-bbox="611 656 1481 745">■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="611 745 1481 835">■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</td></tr> <tr> <td data-bbox="611 835 1481 913">■光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</td></tr> </table>	配置	■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。	規模、形態・意匠	■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	材料	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	色彩等	■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。	■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	■光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。
配置	■河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。											
規模、形態・意匠	■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。											
材料	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。											
	■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。											
色彩等	■けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。											
	■多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。											
	■光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。											
⑧その他の制限	■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 ■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。（河川景観軸の美化、居住空間・温泉旅館街の雰囲気向上に努める） ■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。											
(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉋物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等） 	■大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ■敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。											
(3) 土石の採取及び鉋物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。											
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） 	■物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。 ■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。											

1－(4)－①：上諏訪駅周辺地区

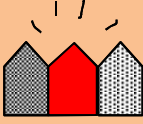
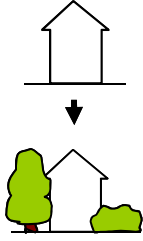
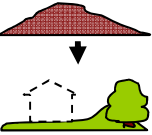
行為の制限事項		景観づくり基準		
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配 置 	■通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ■駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくい配置に努めること。 ■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。		
	②規 模 	A・B地区 ■30m以下に努めること。	P 59 参照	
	C地区 ■15m以下（高度地区内）			
	D・E地区 ■15m以下に努めること。			
	③形態・意匠 	■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ■周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。 ■背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。 ■建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。 ■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。 ■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 ■大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ■周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ■河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。		
④材 料 	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ■反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。			
⑤色彩等	■街道、城下町及び地域の伝統的なまちなみ、それぞれにふさわしい色を基調とし、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）			

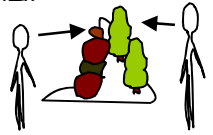
	■多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。	
⑥敷地の緑化 	■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ■周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ■使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	
⑦その他の制限	■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 ■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。 ■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。	
⑧屋外広告物その他これらに類するもの 	■配置 ■規模、形態・意匠 ■材料 ■色彩等	■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。 ■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。 ■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 ■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。
(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）	■大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。	

	■敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） 	■物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

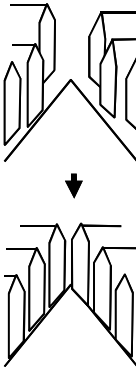
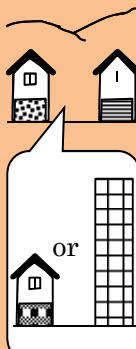
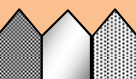
1－(4)－②：諏訪湖畔地区

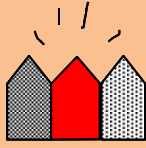
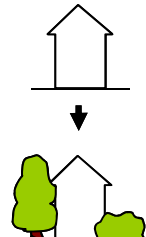
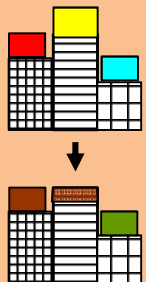
行為の制限事項		景観づくり基準										
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配 置	■通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ■A・B地区においては、道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 ■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ■地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。										
	②規 模	■高台からの湖周線、湖畔からの山並みを阻害しないため、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。 ■高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。 <table><tr><td>A地区</td><td>■15m以下に努めること。（一部高度地区あり）</td><td rowspan="4">P60参照</td></tr><tr><td>B地区</td><td>■15m以下（高度地区内）</td></tr><tr><td>C地区</td><td>■4.5m以下に努めること。</td></tr><tr><td>D地区</td><td>■2.0m以下に努めること。</td></tr></table>		A地区	■15m以下に努めること。（一部高度地区あり）	P60参照	B地区	■15m以下（高度地区内）	C地区	■4.5m以下に努めること。	D地区	■2.0m以下に努めること。
	A地区	■15m以下に努めること。（一部高度地区あり）	P60参照									
	B地区	■15m以下（高度地区内）										
	C地区	■4.5m以下に努めること。										
	D地区	■2.0m以下に努めること。										
	③形態・意匠	■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ■周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。 ■背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。 ■建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。 ■屋根・屋上は高台からの魅力的な眺望に配慮したこ配屋根とし、周辺の建築物との調和に努めること。 ■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 ■大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ■周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 ■河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。										
	④材 料	■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ■反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮し、壁面の大部分に使用することは避けること。										
	⑤色彩等	■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）										

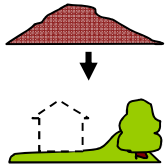
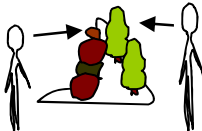
	■多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ■使用する色数を少なくするよう努めること。	
⑥敷地の緑化 	■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ■周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。 ■使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 ■C・D地区における沿道側敷地は、駐車場敷地の緑化に努めること。また、1000㎡を超える敷地に於いては3%を緑地とし、沿道の緑化・修景に努めること。 ■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。	
⑦その他の制限	■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 ■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。 ■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。	
⑧屋外公告物その他これらに類するもの 	配置 規模、形態・意匠 材料 色彩等	■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。 ■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。 ■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。 ■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。 ■反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。 ■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。 ■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 ■照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。
(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等） 	■大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ■敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。	

(3) 土石の採取及び鉋物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） 	■物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

1－(4)－③：諏訪大社上社周辺地区

行為の制限事項	景観づくり基準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配 置  ■通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 ■道路や隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。 ■駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。 ■敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。 ■地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。 ②規 模  ■建築物の階数は地階を除き3階以下とする。また、建築物の高さは地盤面から10m以下とし、まち並みや山並みなどへの眺望を確保すること。 ③形態・意匠  ■周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。 ■周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。 ■背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。 ■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。 ■伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。 ■伝統建築様式（建てぐるみなど）を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。 ■大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。 ■河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。 ■屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。 ■屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 ④材 料  ■周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 ■地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。 ■反射光のある素材は避けること。

⑤色彩等		■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）			
		■多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。			
		■使用する色数を少なくするよう努めること。			
⑥敷地の緑化		■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。			
		■使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。			
		■豊かな自然を生かした緑化に努めること。			
⑦その他の制限		■河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。			
		■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。			
		■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。			
⑧屋外広告物その他これらに類するもの		■配置		■まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。	
		■規模・形態・意匠		■基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。	
				■自己用屋外広告物は、表示面積10㎡以内とし、一辺の長さが4m以下とすること。	
				■自己用以外の屋外広告物のうち次のいずれかに該当するものは独立して設置又は建物に架設しないこと。	
				・ 刺激的な色彩・装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの。	
		沿道地域（※）		・ 高さ3mを超えるもの ・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの ・ 表示面積が1㎡を超えるもの	
一般地域		・ 自己用屋外広告物より大きなもの ・ 屋外広告物は設置しないように努める			
		■材料		■周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	
				■反射光のある素材は、極力使用しないように努めること。	
色彩等		■けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。			
		■使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。			
		■照明及び光源で動きのあるものは、原則として避けること。			

(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等） 	■大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。 ■擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ■敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	■周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ■採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法） 	■物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ■道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

- 上諏訪駅周辺の顔にふさわしい景観づくり
- ・東西地区のつながりのある玄関口としての整備（上諏訪駅西口改札の設置、結節点の顔にふさわしい駅舎デザインの検討など）
 - ・来訪者へのイメージ付けとなる諏訪湖への主軸の整備
 - ・夜間の賑わい景観の創出（街路照明、ショーウィンドウの演出など）

1

- 賑わいと交流の場を育む景観づくり
- ・小広場など地域住民の憩いの場、コミュニケーション空間の創出（緑陰の提供、賑わい景観を創出する市民活動の支援など）
 - ・民間敷地内の半公共空間の演出（低層部への賑わいのある商業施設の導入、未使用空地の有効利用など）
 - ・安全で快適な歩行者空間のネットワークの創造（諏訪湖畔地区との連続）
 - ・個性と選択性のある商業店舗、交流施設の誘導

2

- 歴史的、文化的資源を活かした景観づくり
- ・高島城周辺の景観の保全（高度地区の指定拡大を含む建築物の高さの段階的な規制など）
 - ・酒屋の蔵、看板建築や小路、水路などの歴史的資源を活かしたまち並みの創出
 - ・歴史的道路や大手町の風情を活用した縄手通りの保全と整備

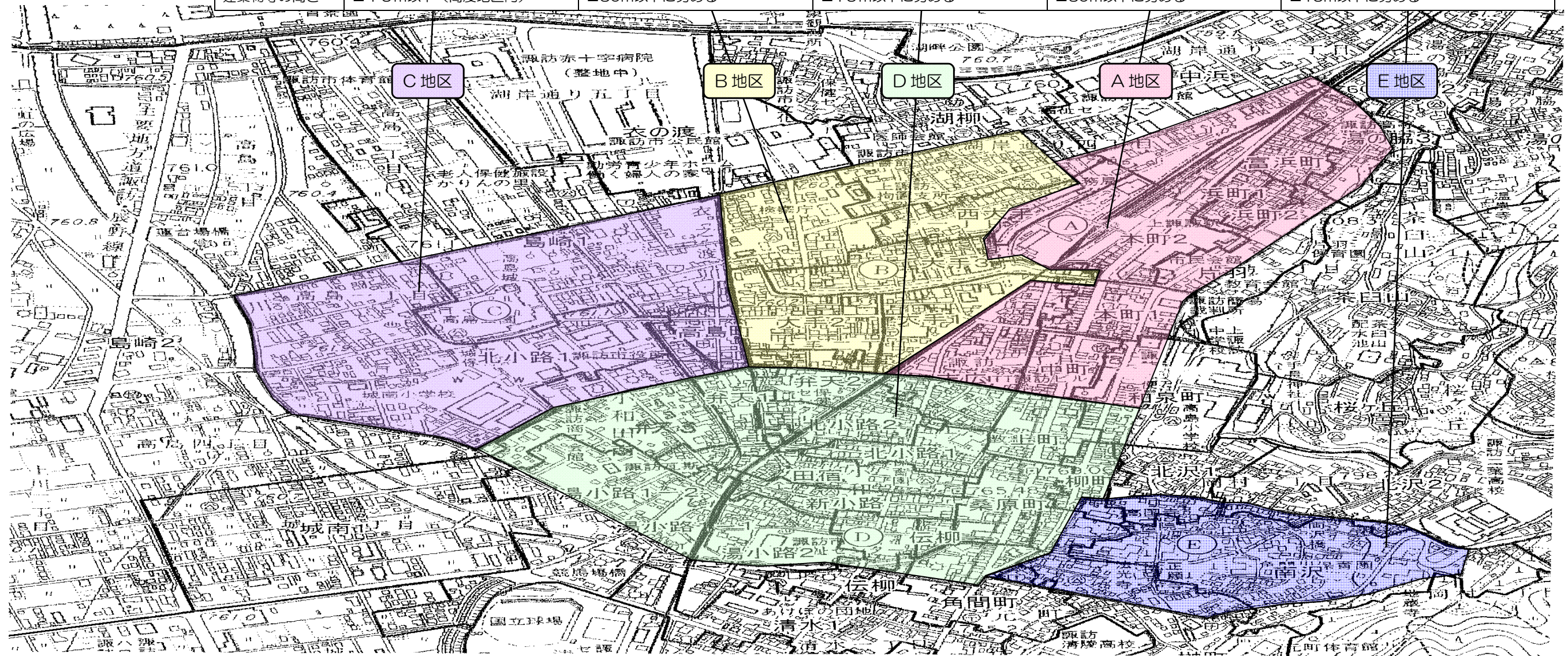
3

- 眺望や見晴らしに配慮した景観づくり
- ・地区のランドマークである高島城への眺望、山並みへの眺望の保全
 - ・高島城などの高台からの眺望の保全

4

上諏訪駅周辺地区 4つの基本方針

用途地域	第一種住居・第二種住居・準工業地域	第一種住居・商業・近隣商業地域	第一種住居・第二種住居・商業・近隣商業・工業・準工業地域	商業・近隣商業・工業・準工業地域	第一種住居・第一種中高層住居専用地域
形態意匠（屋根）	■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。				
色彩（屋根・壁面）	■街道、城下町及び地域の伝統的なまちなみ、それぞれにふさわしい色を基調とし、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。				
敷地内美化・緑化	■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。				
壁面位置	■通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。				
その他	■ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。 ■空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。 ■屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。				
建築物等の高さ	■15m以下（高度地区内）	■30m以下に努める	■15m以下に努める	■30m以下に努める	■15m以下に努める



●自然環境の豊かさを享受し、人々の憩いの場を育む景観づくり
 ・人々が憩い、くつろぎ、水辺を楽しむための多様な仕掛けづくり（ベンチなどの滞留空間、サインなど）
 ・湖との親水性の高い、魅力的な水辺空間（人工なぎさ）の維持
 ・湖へ流入する河川（衣之渡川、中門川など）の護岸の再自然化
 ・水辺の歩行者空間（遊歩道、ジョギングロード等）と市街地の歩行者空間のネットワーク化

1

●湖畔と隣接する市街地が一体となった回遊性のある景観づくり
 ・公共空間（公園緑地、歩道）と敷地内の半公共空間のネットワーク化による回遊性の高い歩行者空間の創造
 -旅館・ホテルや公共・文化施設の敷地内における歩行者の通り抜け空間、人々が憩うことのできる多様な溜まり空間の創造
 -建物低層部の開放感のあるしつらえ、低層部への賑わい施設（カフェ、レストランなど）の誘導
 -垣、さく等の敷地際の修景上の工夫
 ・歩行者に対するスケール感に配慮した連続性のあるまち並みの形成（建築物の配置、形状、高さの規制、スカイラインの統一など）

2

●湖畔と市街地が一体となった緑豊かな景観づくり（緑のベルトの強化）
 ・敷地際の生け垣などによる緑化
 ・緑豊かな半公共空間の創出
 ・駐車場の集約や配置の工夫、緑化などの修景

3

●自然本来の諏訪湖の魅力を活かした景観づくり
 ・自然景観の価値を損ねる施設、過剰なデザインを排除した、美しい湖畔景観の演出（遊覧船発着場、ヨットハーバー等の施設や遊覧施設等の湖面利用の改善、看板・広告物などの工作物の規制、誘導）
 ・河川河口付近に架かるランドマークとなる橋自体のデザインへの配慮

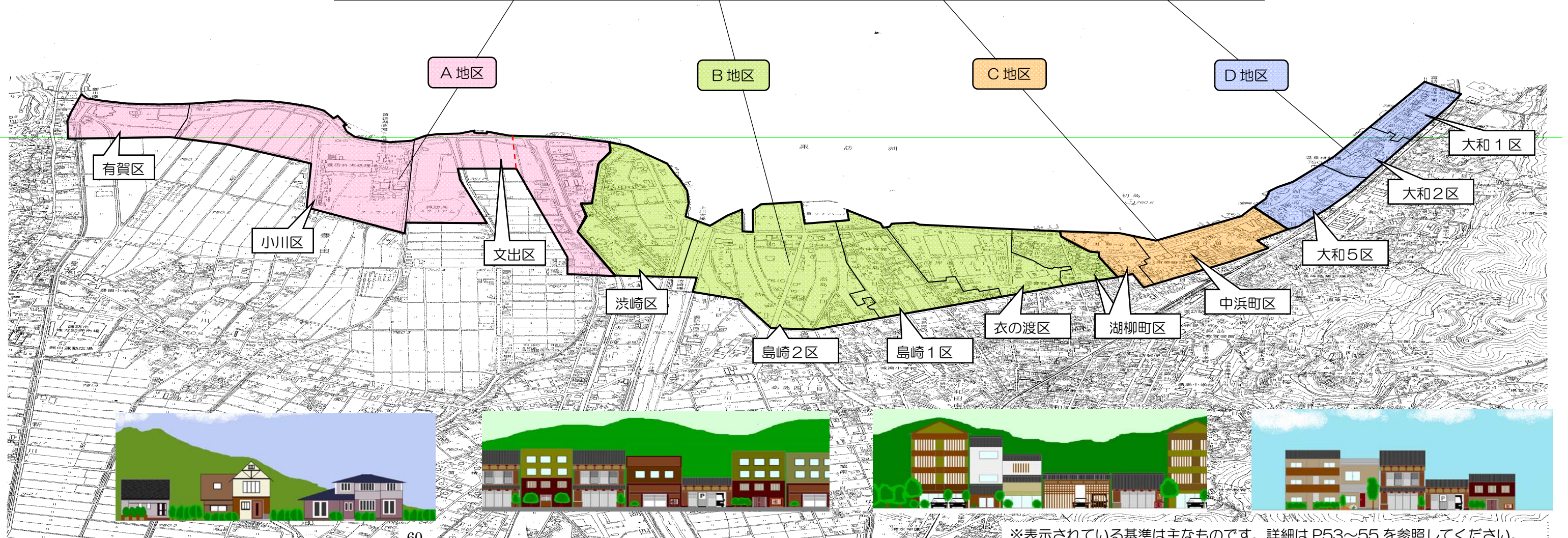
4

●視点場からの魅力的な眺望に配慮した景観づくり
 ・高台からの湖周線、湖畔からの山並みを阻害しない湖畔建築物の誘導（高度地区の指定拡大を含む建築物の高さの段階的な規制など）
 ・河川沿いの眺望、湖へ向けた眺望路などの創出

5

諏訪湖畔地区 5つの基本方針

用途地域	白地	第一住・第二中住・準工・工業・第二住	商業	第二種住居・工業・準工
形態意匠（屋根）	■屋根・屋上は高台からの魅力的な眺望に配慮したこう配屋根とし、周辺の建築物との調和に努めること。			
色彩（屋根・壁面）	■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。			
敷地内美化・緑化	■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。		■C・D地区における沿道側敷地は、駐車場敷地の緑化に努めること。また、1000㎡を超える敷地に於いては3%を緑地とし、沿道の緑化・修景に努めること。	
その他	■駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。			
建築物等の高さ	■15m以下に努めること。（一部高度地区あり）	■15m以下（高度地区内）	■45m以下に努めること。	■20m以下に努めること。



※表示されている基準は主なものです。詳細は P53～55 を参照してください。

●歴史文化を活かした景観づくり

- ・ 歴史的景観資源として重要な諏訪大社上社とその背景となる社叢を含む斜面緑地の保全（神社や寺院の社叢、天然記念物などを含む）
- ・ 御柱祭など伝統祭事、行事の継承
- ・ 歴史的建造物としての民家の保全

1

●門前町の佇まいと調和した景観づくり

- ・ 歴史的資源周辺の景観に配慮したまち並みづくりの推進（土産物屋や飲食店などの建築物の形態、色彩、素材、広告物・看板などのデザインの誘導、佇まいを阻害する要因の改善、除去）
- ・ 神社、寺院の参道としてふさわしい道路景観の整備（公共空間の修景、公共サインの整備など）
- ・ まとまった緑（屋敷林、社寺林）や生け垣、石垣、水路の保全と推進

2

●集落景観の保全と背景となる自然環境を活かした景観づくり

- ・ 伝統建築様式（建てぐるみなど）の保全・活用
- ・ 背景となる自然環境、田園風景、集落景観に調和した開発への指導（建築物の配置、形態、高さ、外装への配慮、生け垣などの修景）
- ・ 原風景を阻害する工作物等の改善、規制（電柱電線の地中化、給湯タンクの形状や色彩の統一など）

3

諏訪大社上社周辺地区 3つの基本方針



用途地域	第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域		
形態意匠（屋根）	■屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。		
色彩（屋根・壁面）	■けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。		
敷地内美化・緑化	■敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。		
建築物等の高さ	■建築物の階数は地階を除き3階以下とする。また、建築物の高さは地盤面から10m以下とし、まち並みや山並みなどへの眺望を確保すること。		
壁面位置	■通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。		
その他の制限	屋外 広 告 物	■自己用屋外広告物は、表示面積10㎡以内とし、一辺の長さが4m以下とすること。	
		■自己用以外の屋外広告物のうち次に該当するものは独立して設置、または建物に架設しないこと。	
		・ 刺激的色彩・装飾を用いることにより、美観風致を損なうもの。	
		沿道地域	一般地域
		・ 高さ3mを超えるもの ・ 一辺の長さが1.2mを超えるもの ・ 表示面積が1㎡を超えるもの ※沿道地域（県道岡谷茅野線・神宮寺諏訪線両側路肩より、外側30m幅）	・ 自己用屋外広告物より大きなもの ・ 屋外広告は設置しないように努める

4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第4号関係）

（1）景観重要建造物の指定の方針

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・歴史的または建築的な価値をもつもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

（2）景観重要樹木の指定の方針

次の項目に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- ・周辺地域の良好な都市景観を特徴づけているもの
- ・市民に愛され親しまれているもの

5. 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条第2項第5号関係）

屋外広告物は表示・設置の内容によっては景観を阻害する要因となり得るものであることから、その適正な表示、設置を規制誘導することは景観づくり上極めて重要です。

したがって、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう、景観条例に基づく適切な掲出を規制・誘導します。

第4章 その他

● 公共事業景観づくり指針

公共の道路・橋・建築物等は、良好な景観づくりの模範として、先導的な役割を果たしていくことが必要であり、事業の実施に当たっては、公共事業景観づくり指針に沿って景観づくりを積極的に推進するものとします。

公共事業景観づくり指針

第1 基本的事項

- 1 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。
- 2 まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- 3 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
- 4 諏訪市の景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
 - ア 良好な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないように努める。
 - イ 地域の寺社等、ランドマークへの眺望を阻害することがないように努める。
 - ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努める。
- 5 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の育成を図るよう努める。
- 6 景観重要建造物、景観重要樹木又は景観資産の存する敷地の周囲における事業の実施に当たっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないように配慮するものとする。

第2 共通指針

- 1 法面
法面は、安全上支障ない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。
- 2 擁壁
擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、周辺の緑化などに努める。
- 3 附属物（標識、防護柵、照明施設等）
標識、防護柵、照明施設等は、構造、意匠及び色彩について、地域の特性を踏まえたものとするなど、安全上支障のない範囲で、できるだけ楽しさや快適さを与え、周辺の施設と調和するよう努める。特に、山地・高原や田園等の豊かな自然環境を有する地域にあっては、木製防護柵の使用に努める。

4 緑化・植栽

うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木との調和や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を活かしたものとし、周辺の景観との調和に努める。

5 占用工作物（電柱、広告物等）

道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。

第3 施設別指針

1 道路

道路は、人々の往来や物の流通等一般交通のための最も基本的な施設として、市内のいたるところに通じており、その沿道には、山並み、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がっている。このため、その整備に当たっては、それぞれの特性を踏まえ、周辺の景観と調和のとれた道路景観の育成に配慮することが必要であり、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域においては、周囲の自然景観に与える影響に留意し、また、都市部においては、沿道のまち並みや建築物等との調和に配慮する必要がある。

(1) 路線の選定

良好な景観を有している地域にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺景観との調和に配慮する。

(2) トンネル及びシェッド

トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの坑口は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。

(3) 高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁等の意匠、色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(4) 交差点

交差点における信号機柱、標識、照明施設等については、整理統合に努め、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。

(5) 歩道及び自転車道

ア 歩道及び自転車道の舗装は、必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、周辺の景観と調和するように配慮する。

イ 植樹ますなどストリートファニチャー等を設置する場合は、配置、意匠、素材を

工夫し、周辺景観と調和するよう配慮する。

(6) 横断歩道橋

横断歩道橋は、意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は、必要に応じ緑化するよう努める。

(7) 地下歩道

ア 上屋は、意匠、色彩について、周辺の景観と調和するよう配慮する。

イ 地下部は、安心感、楽しさ、明るさを持つ空間となるよう配慮する。

(8) 緑の保全と緑化

ア 都市部の道路にあっては、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域の道路にあっては、必要に応じ植樹帯を設ける。

イ ポイントとなる地点や余裕地は、必要に応じポケットパーク等として緑化修景し、憩いの空間を創出するように配慮する。

ウ 中央分離帯や交通島については、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。

(9) 電線類の地中化

電線類は、地中化について積極的に取り組み、都市景観の向上に努める。

2 橋りょう

橋りょうは、人や車の通行だけでなく、水辺の風景の要素としての役割も演じており、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の育成上重要な施設となっている。このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する必要がある。

(1) 橋りょう本体

橋りょう本体の構造形式、意匠、素材及び色彩については、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

ア 高欄、照明施設等の配置、意匠、色彩、素材等については、橋りょう本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。

イ 必要に応じバルコニー等の広場を設ける場合には、周辺の環境と調和するよう配慮する。

(3) 橋詰広場

必要に応じ橋のたもとには、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう、周辺の景観と調和した広場の整備に配慮する。

3 公園・緑地

公園・緑地は、地域の中における身近な親緑空間として、憩いとうるおいを提供するとともに、景観のアクセントとなっている。このため、生活や地域コミュニティの場

として、自然や文化を生かした整備に配慮する必要がある。

(1) 施設

公園内に設ける施設は、材料、意匠について、安全性、機能性に支障のない範囲で、周辺景観と調和するよう配慮し、必要に応じ自然素材の導入に努める。

(2) 緑の保全と緑化

ア 植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努める。

イ 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

4 下水道

下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地域住民と深いかかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから、地域の景観を育成する上で重要な要因となっている。このため、施設の整備に当たっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

(1) 処理場内の施設は、意匠、色彩について、地域の特性を生かし、周辺の景観と調和するように配慮する。

(2) 処理場内の緑化については、施設配置を考慮し、植栽等を行い、周辺の景観と調和するよう努める。

5 河川

河川、水路、湖沼等は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水、利水の両面から、人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、その豊かな自然は、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。このため、それらの整備に当たっては、水系ごとに定められている河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、治水、利水機能に支障のない範囲で、自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

(1) 護岸

護岸は、構造等について、周辺の景観と調和するように配慮する。

(2) 高水敷

高水敷は、地域の特性を生かした緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(3) 緑の保全と緑化

ア 堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。

イ 水辺林等の自然の緑は、洪水の流下に支障のない範囲において、保全するよう配慮する。

6 ダム・えん堤

治水、利水のためやむを得ず設置するダム及び砂防、治山のためのえん堤を設置する場合には、河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、安全性等に支障がない範囲で、自然景観との調和に配慮する必要がある。

(1) 構造物

構造物及びその周辺の施設は、できる限り周辺の自然環境と調和するように配慮する。

(2) 緑の保全と親水

緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り、水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。

7 斜面

住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、自然斜面に施設を設置するものと、切土、盛土によって生じる斜面の安定の確保を図るものがあるが、景観育成上からも重要な要因であるため、周辺景観との調和に配慮する必要がある。

(1) 斜面の表面は、安定性等を考慮した上で、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。

(2) 構造物は、安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。

(3) 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。

8 公共建築物

集会施設、学校施設、公共住宅等の公共建築物は、地域住民と大きなかわり持っている。このため、うるおいのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす必要がある。整備に当たっては、敷地内に限定せず、広く公共空間と連動させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

(1) 建築物

ア 位置・配置

(ア) 山際に設置する場合は、できる限り低い位置に設置し、稜線を遮らないよう配慮する。

(イ) 敷地の形状により、建物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(ウ) 道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりとうるおいのある空間の創出に努める。

(エ) 敷地内に良好な樹木がある場合は、木立を生かした配置計画に努める。

イ 意匠

(ア) 周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。

(イ) 屋根の形状は、背景となる山並み等、周辺の景観と調和するよう努める。

(ウ) 壁面は、窓辺にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となるよう努める。

(エ) 建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。

(オ) 屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。

ウ 色彩

(ア) 周辺景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした色彩とする。

(イ) 建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。

(ウ) 建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう努める。

エ 素材・材料

(ア) 気候、風土など地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。

(イ) 地域材の効果的な活用を図り、地域の特性を生かした景観育成に努める。

(2) 敷地境界施設（門、塀等）

ア 位置

できる限り道路から後退し、オープンスペースの確保に努める。

イ 意匠

建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。

ウ 色彩

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図り、周辺の景観との調和に努める。

エ 素材・材料

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地域材の効果的な活用により、周辺の景観と調和するよう努める。

(3) 敷地内附属施設

ア 車庫、自転車置場等については、建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。

イ 倉庫、ごみ置場、浄化槽等は、配置の工夫、樹木での遮へい等により、極力目立

たないように努める。

ウ 駐車場等については、広範囲にわたり単調な空間が出現しないよう緑化等に努める。

(4) 敷地内の緑化

ア 植栽木の配置の工夫により四季を通じて、うるおいとやすらぎのある環境を作り出すよう努める。

イ 植栽に当たっては、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種選定に努める。

ウ 敷地境界等には、生垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。

9 ガス・上水道・温泉

ガス、上水道及び温泉施設は、地域住民が文化的な生活を送る上で必要な施設である。供給施設の整備に当たっては、周辺環境との調和に配慮する必要がある。

(1) 施設内の建築物等の配置、意匠、色彩については、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を持ち、目立つことがないように努める。

(2) 施設内の敷地には、地域にふさわしい樹種の選定等に留意し、周辺景観と調和するよう緑化に努める。

10 農地・森林

農山村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域毎に個性ある美しい景観が生み出されてきたことから、農地は、農産物の供給地であるとともに、田園景観、里地や高原の景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、市域に占める面積の割合も大きいことから、本市の景観育成において果たす役割が大きい。このような地域の景観を育成するためには、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。

(1) 農業基盤の整備に当たっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、うるおいのある農業景観の育成に努める。

(2) 森林の保育事業の実施に当たっては、多様な住民の要請に応えられる健全で活力ある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の育成に努める。